

①法律上の「施術行為」と「医業類似行為」とは別もの

最近の本紙「読者のひろば」に鍼灸師の瀉血を「違法行為では？」といぶかる投書が載せられていました。これは4条の違反となる瀉血療法と、鍼術の範囲にある三稜鍼を用いた刺絡(平成9年の厚生省大臣官房発行「理療教育課程教科指導要領」では、「刺絡鍼法」として特殊鍼法の一



つに位置づけています)との違いから論ずる必要がありますが、あはき師が法的に本当はどう位置づけられるのかを先に説明しておきましょう。

よく「法的には医療類似行為とされている」と言われますが、法律上の総称は「施術行為」で医療類似行為という用語は存在しません。「医業類似行為」は12条に出てきますが、免許制のない種々雑多な民間治療を一括した法令上の名称で、1条にある「医師以外

あはき施術の法的誤解をめぐって

寄稿

刺絡は極めて重要な鍼法

の者で「免許を得れば、医師でなくても限定した医療行為を許した「施術行為」とは別ものです。医業に類似した行為じゃないかと誤解しがちですが、法律用語は国語で捉えてはいけません。法律で「少年」と言え

ば20歳未満の男子少年・女子少年のことで、法律上の「医師」には歯医者さんは含まれません。誰も歯科医を類似行為者だなんて呼びません。あはき師も法理論上は歯科医と同じく、医師法17条に規定した医業類

の特集したテレビ番組では私が取材を受け、それが12条の医業類似行為ではなく、1条の無免許行為に該当すること、彼らを守っているのは例の最高裁判決ではなく(前述のとおり判決は医業類似行為を解禁したものでないのに、皆そう誤解しています)、実は19条が彼らの後ろ盾となっていることを、1時間にわたりインタビュー形式で答えたのですが、放映は45秒で肝心な部分は全部カットされていました。

人も行えず、例え1条の免許者であってもその1条行為以外に及んではいけない」という意味です。従って、番組での解説は全く取り違えた誤りなのです。あはき師は免許範囲に限定した治療のみを行えるだけですので(それで「治療院」の名称は本来不可なのです)、鍼灸もその範囲いっぱいの手段を駆使出来ないといふと、免許者としての責務を果たせません。盲人の場合、透熱灸や井穴刺絡も行えることが重要ですが、国リハでは共に簡単な補助具を使って、全盲の者でも自在に行える方式が実技授業で教えられています。

卒・大卒者でも医専並みの5年間4865時間も課せられたのです。この時、旧取締規則の禁止条項は削除され、鍼灸の範ちゅうにあれば行えることになりました。(ただし、鍼灸でない単なる瀉血療法や電気治療は行えません) 昭和29年には厚生省医務局長が「鍼師の業務については4条(外科手術と投薬)及び6条(消毒義務)に規定する以外特に定められていない」と回答していて、鍼術の一法と既に認定されている刺絡も行えるわけですから。尖端が三稜形の鍼を体表のうっ血部にごく浅く刺すだけの、比較的安全で即効的な作用をもつ鍼法ですが、その鍼尖形状に由来する微量の出血に対しては、六条で厳しく消毒が義務づけられています。「黄帝内経」で鍼を記した部分の6割が刺絡と言われ、『杉山真伝流』も32カ所に刺絡の記述があります。刺絡は鍼灸のアイデンティティーにかかわる、極めて重要な鍼法と認識しています。

厚生労働省教官 芦野 純夫

占を部分解除した資格で、医業の一部と見なされるものです(昭和25年、厚生省医務局長回答)。

あはき施術を類似行為と混同した誤解は、昭和35年の最高裁判決あたりから生じました。あれは医業類似行為を禁止した法12条が、職業選択の自由を保証した憲法22条の違反かどうかを争った裁判ですが、判決は被告の主張する違憲と言う訴えを退けているんです。すなわち、医業類似行為者

厚生省の照会に文書で回答しています。行政上の思惑から広義だ狭義とか無理やり医業類似行為とされることはあっても、三権分立の建前から法解釈は行政でなく司法が行うものです。あはき施術が正しくは「医業類似行為」とは違うことをよく知っておいて下さい。

③刺絡は「明二 鍼術ノ一法ニ属ス」(大正12年、大審院)

戦前の営業取締規則では第7条に瀉血・電気・烙鉄(焼き鍼)の禁止条項があり、例え鍼術の範囲でもこれらに及ぶことは禁じられており、刺絡と今日では当然の電気鍼や電気でのツボ探索、灸頭鍼も当時は違反でした。ところが戦後の法律化にあたり、あん摩・鍼灸は医業の一部と見なされたので、教育も当初は高

先月の無資格マッサージ業類似行為を許可したのではない

②法12条は免許者に医業類似行為を許可したのではない

「筆者は国リハ理療教育部教官・理療連国家試験対策部長」

※文中の「あはき師やあはき施術」とは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」のことを指します。